2026年 11月16日

瀬戸市議会議長　髙島 淳 様

（請願団体）　愛知自治体キャラバン実行委員会

名古屋市[redacted]




8瀬議請

（紹介議員）浅井孝美

# 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書

## 【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。

愛知自治体キャラバンは、46年間継続的に住民要求を取りまとめ要請書を提出し懇談を行い、多くの県民の願いを実現して参りました。

住民要求の高まりの中、国の制度として2026年4月からの公立小学校給食の無償化、2027年4月から国保・子どもの均等割保険料が18歳まで5割軽減されました。また、自治体のご努力で、子ども医療費無料制度、加齢性難聴者への補聴器購入助成、介護保険制度の改善や住宅改修・福祉用具の受領委任払い、「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大、任意予防接種や妊産婦健診事業などの諸施策を改善することできました。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、深刻な物価高騰の中、さらに、介護・医療の保険料と利用料・患者負担が重く、また、地域医療も崩壊の危機に直面し、介護保険は「保険あって介護なし」の危険が高まっています。

つきましては、「いのち・くらし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の請願項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

## 【請願項目】 —★印が懇談の重点項目です—

**【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。**

**1．安心できる介護保障**

**★(1)介護保険料・利用料など**

①介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

④介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

**(2)介護保険サービス**

①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。

③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

**★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備**

①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。

**★(4)介護人材確保**

①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

**★(5)高齢者福祉施策の充実**

①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施の内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

**(6)認知症高齢者の福祉施策の充実**

①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

②認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

**(7)第10期介護保険事業計画の作成**

①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。

②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。

**★(8)障害者控除の認定**

①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

**2. 国保の改善**

**★(1)保険料(税)の引き下げ**

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

**★(2)保険料(税)の減免制度**

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1，000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

**★（3）保険料（税）滞納者への対応**

①保険料（税）滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

②保険料（税）滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

**★（4）保険料（税）の統一への対応**

①都道府県単位の保険料（税）統一に反対してください。

②保険料（税）および保険料（税）減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料（税）統一を前提としないでください。

**（5）傷病手当金・出産手当金**

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

**（6）一部負担金の減免制度**

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

**★（7）資格確認書の発行**

①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

**3．生活保護・生活困窮者支援**

**（1）生活保護制度**

★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準（標準）を守り、不足することのないよう増員してください。

⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分ま

で元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。

**(2)生活困窮者支援**

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

**4. 福祉医療制度**

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。

②後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

★③妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

**5. 子どもの権利保障**

**(1)子どもの権利を守る施策の推進**

①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」の専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

**(2)就学援助制度の拡充**

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1．4倍以下の世帯としてください。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

③申請の受付は、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

**★(3)義務教育無償化**

①すべての小中学校の給食費の無償化および学校給食を喫食していないすべての児童に対する補助を実施してください。

②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。

**★(4)就学前教育・保育施設等の給食について**

①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

**★(5)子どもの権利を保障する保育の質の向上**

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1を早期に確実に実現してください。0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

④こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。

## 6. 障害者・児施策

①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

★②どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。

1）自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。

2）グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。

3）夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。

★③どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。

1）居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。

2）住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。

3）移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。

④障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。

1）保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめ、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。

2）放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。

3）「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっていけるよう支援してください。

⑤家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起こらないような支援策を講じてください。

⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

## 7. 予防接種

★①高齢者用肺炎球菌・帯状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。

★②流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする帯状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

**8. 健診・検診**

★①5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。
②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。
③保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

**9. 地域の保健・医療**

①公立病院の経営形態を維持してください。
②自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

**【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。**

**1. 国に対する意見書・要望書**

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料（税）にするために、十分な保険者支援を行ってください。
②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。
④介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。
⑤介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。
⑥加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。
⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
⑧中学校の給食費を無償にしてください。
⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

**2. 愛知県に対する意見書・要望書**

①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。
②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。
③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。
④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。
⑤地域に必要な病床を確保してください。
⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

以上